

社会福祉法人 釧路創生会
就労継続支援A型事業所さくら

重要事項説明書

釧路創生会就労継続支援A型事業所 重要事項説明書

この重要事項説明書は社会福祉法人釧路創生会が提供する指定就労継続支援A型事業所について利用締結を希望される方に対して、社会福祉第76条及び第77条に基づき、サービスの内容や利用料金等について説明するものです。

1. 法人の概要

名 称	社会福祉法人 釧路創生会
所 在 地	釧路市春採7丁目9番8号
電 話 番 号	0154-47-2300
代表者氏名	理事長 高橋 雅裕
設立年月日	平成5年12月1日

2. 事業所

事業の種類	指定就労継続支援事業A型 事業所番号(0114102544)
事業所の名称	就労継続支援A型事業所さくら
事業所の所在地	釧路市桜ヶ岡4丁目14番10号
事業所の連絡先	電話番号 0154-92-2151 ファックス 0154-91-5831
利用定員	20名
通常事業の実施地域	釧路市、釧路町 (音別町、阿寒町を除く)
かんりしゃ 管 理 者	境 茂
サービス管理責任者	境 茂
開設年月日	令和6年9月15日

3. 事業の目的・運営方針

事業所の種類	指定就労継続支援A型
事業の目的	通所による雇用契約等に基づく就労の機会を提供するとともに、一般就労に向けた知識、能力が高まった者について、一般就労への移行に向けて支援します。
事業所の名称	釧路創生会就労継続支援A型事業所
運営方針	<p>①当事業所は、利用者に対して、その自立と社会経済活動への参加を促進する観点から必要な訓練及び職業の提供を適切に行う。</p> <p>②当事業所は、利用者の意思及び人格を尊重し、常にその立場に立って支援を提供する。</p> <p>③当事業所は、出来る限り居宅に近い環境の中で、地域や家庭との結びつきを重視した運営を行い、関係市町村、その他地域の保健医療サービス又は福祉サービスを提供するものとの連携に努める。</p>

4. 事業所

(1) 建物・敷地等

建物	構造	鉄筋コンクリート2階建（バリアフリー）
	建築面積	5,024 m ²

(2) 主な設備

設備の種類	室数	面積	1人当り面積	備考
事務所	1室	22.03 m ²		
トイレ	3室	19.79 m ²		男女別

(3) 職員体制(就労継続支援A型)

職種	員数	区分				常勤換算後職員数	保有資格
		常勤		非常勤			
		専従	兼務	専従	兼務		
管理者	1		1			1.0	サービス管理責任者 介護福祉士
サービス管理責任者	1		1			1.0	サービス管理責任者 介護福祉士
生活支援員	1	1				1.0	
職業指導員	1			1		0.9	

(4) 各職種の勤務体制

職 種	勤 務 体 制	
	常 勤	非 常 勤
管理者 サービス管理責任者	日 勤① 9:00～18:00 日 勤② 10:00～19:00	
生活支援員 職業指導員	日 勤① 9:00～18:00 日 勤② 10:00～19:00	日 勤① 9:00～17:00

5. 営業日及び営業時間

(1) 営業日

月曜日から土曜日までとする。

(2) 営業時間

午前9時00分から午後19時00分まで

(3) サービス提供時間

午前9時00分から午後19時00分まで

6. サービスの内容

(1) 訓練等給付費対象サービス

サービスの種類	サービスの内容
相談及び援助	<ul style="list-style-type: none"> ・利用者及びその家族からのいかなる相談についても誠意をもって応じ、可能な限り必要な援助を行います。 ・利用者及びその家族が希望する生活や利用者の心身の状況等を把握し、適切な相談、助言、援助等を行います。
事業所外支援	<ul style="list-style-type: none"> ・常時サービスを利用している利用者が、心身の状況の変化等により、5日以上連続して利用が出来なかった場合は、あらかじめ利用者の同意を得て、居宅を訪問してサービス利用に関する相談支援を行います。(訪問支援は月2回を限度とします。)
保健医療 サービス	<ul style="list-style-type: none"> ・必要に応じて投薬その他必要な管理、記録を行います。 ・緊急時必要に応じて家族等への連絡、協力医療機関等へ搬送致します。 <p>病院：医療法人太平洋記念みなみ病院 診察科：内科 診察日：月～金</p>
提供するサービスの第三者による評価について	<ul style="list-style-type: none"> ・当事業所で提供するサービスについて、第三者による評価は実施していません。

訓練	・一般就労に必要な知識、能力の向上のための必要な訓練を行います。 またその他の便宜を適切かつ効果的に行います。
実習及び求職活動等の支援	・公共職業安定所、障がい者就業、生活支援センター等の関係機関と連携を取りながら職場実習の実施や、求職活動の支援の実施、職場定着の為の支援を行います。
生産活動の機会の提供	①清掃・消毒委託作業 ②委託介護補助業務 ③その他受託作業 ※雇用契約を締結した利用者が生産活動に従事した場合は、労働基準法（昭和22年法律第49号）及び最低賃金法（昭和34年法律第137号）その他関係法令等に基づき、賃金を支払うものとします。 ※雇用契約を締結しない利用者が生産活動に従事した場合は、当該利用者に対し、別に定める工賃支払規定に基づき、生産活動に係る事業に必要な経費を控除した額に相当する金額を工賃として支払うものとし、1月あたりの工賃の平均額は、3千円を下回らないものとします。
就労支援	・社会経済活動をおくる為の就労支援を行います。

（2）訓練等給付費対象外サービス

サービスの種類	サービスの内容
食事サービス	希望により食事の提供をします。 食事時間12時～13時 1食：500円 食材料費：350円 ※低所得者の軽減措置が適用される方は、食材料費分のみ負担。
創作的活動及び利用者本人活動（教養娯楽活動）	利用者主体による活動としての自治会活動を支援しています。 教養娯楽の活動が主で、それに係わる交通費、入場料、イベントの費用等
就労支援の必要な諸経費	就労や実習に取り組む際に係わる費用で、交通費等諸経費が発生した場合、負担して頂くことが適当であるもの。
日常生活上必要となる諸経費	利用者個別の日用生活品の購入代金や病院受診費用や健康診断等に係わる費用。

【サービスの概要】

サービスは、「個別支援計画」に基づいて行われます。当事業所のサービス管理責任者が作成し、利用者の同意を頂きます。なお、「個別支援計画」は利用者に交付いたします。

7. 利用料

お支払いただく利用料はつぎのとおりです。

(1) 事業所利用者のサービス利用料金

- ①利用者本人又は扶養義務者の負担能力に応じ市町村長が定めた額。
- ②基本的なサービス利用料金(1日あたり)

【就労継続支援A型サービス費】

スコア方式 (定員20人以下)	評価点が170点以上の場合	791単位
	評価点が150点以上170点未満の場合	733単位
	評価点が130点以上150点未満の場合	701単位
	評価点が105点以上130点未満の場合	666単位
	評価点が80点以上105点未満の場合	533単位
	評価点が60点以上80点未満の場合	419単位
	評価点が60点未満の場合	325単位
就労移行支援体制加算	一般就労から6ヶ月経過後から算定 (1年間限定)	80単位/日
重度者支援体制加算Ⅰ	定員20人以下	56単位
重度者支援体制加算Ⅱ	定員20人以下	28単位
初期加算	利用開始時から30日間、1日につき30単位加算	
福祉専門職員配置等加算	福祉専門職員配置等加算Ⅰ	1日につき15単位を加算
	福祉専門職員配置等加算Ⅱ	1日につき10単位を加算
	福祉専門職員配置等加算Ⅲ	1日につき6単位を加算
訪問支援特別加算 (月2回を限度)	1時間未満	1回につき187単位を加算
	1時間以上	1回につき280単位を加算
欠席時対応加算	月4回を限度	1日につき94単位を加算
賃金向上達成指導員配置加算	定員20人以下	1日につき70単位を加算
利用者負担上限管理加算(月1回を限度)		1回につき150単位を加算
食事提供体制加算		1日につき30単位を加算
在宅時生活支援サービス加算		1日につき300単位を加算
社会生活支援特別加算		1日につき480単位を加算
障害福祉サービスの体験 利用支援加算	初日から5日目まで	500単位/日
	6日目から15日目まで	250単位/日
福祉・介護職員処遇改善加算	福祉・介護職員処遇改善加算Ⅱ	所定単位×94/1000を加算

(2) 利用者から受領する費用の支払い方法

利用料金の支払いは、1ヶ月ごとに計算し、請求しますので、指定された日までに以下の方法でお支払いください。

- ・支援費支給対象サービス利用料金は、自動口座引き落としでお願いします。

金融機関名：釧路信用金庫 本店 (普) 1358649

口座名義：社会福祉法人 釧路創生会 就労継続支援A型事業所さくら
管理者 境 茂

8. 苦情等申立先（苦情申立先窓口）

<p>当事業所 ご利用相談窓口</p>	<p>①窓口担当者 管理者 境 茂</p> <p>②苦情解決責任者 管理者 境 茂</p> <p>③ご利用時間 9：00 ～ 18：00</p> <p>④電話番号 0154-92-2151 080-8625-6968（携帯）</p> <p>⑤F A X 0154-91-5831</p> <p>⑥その他 ・担当者が不在の場合は、事務所までお申し出ください。 ・苦情受付箱を設置しておきますのでご利用ください。</p>	
<p>苦情処理委員会 第三者委員</p>	<p>山崎 富男（評議員）</p>	<p>0154-46-4956</p>
	<p>牧野 優三（評議員）</p>	<p>0154-46-0478</p>
<p>釧路市役所福祉課</p>	<p>釧路市保健福祉部社会福祉課 障害福祉担当 ② 所在地 〒085-8505 釧路市黒金町7丁目5番地 ②電話番号 0154-23-5151</p>	
<p>北海道福祉サービス 運営適正化委員会</p>	<p>② 所在地：札幌市中央区北2条西7丁目かでの2.7 3F ②電話番号：011-204-6310</p>	

9. 虐待防止に関する相談窓口

<p>虐待防止に関する相談窓口</p>	<p>① 窓口担当者 管理者 境 茂</p> <p>② 虐待防止責任者 管理者 境 茂</p> <p>③ご利用時間 9：00 ～ 18：00</p> <p>③ 電話番号 0154-92-2151</p> <p>⑤ F A X 0154-91-5831</p> <p>⑥その他 ・担当者が不在の場合は、事務所までお申し出ください。 ・苦情受付箱を設置しておきますのでご利用ください。</p>	
<p>北海道障がい者権利擁護センター</p>	<p>北海道保健福祉部福祉局 障がい者保健福祉課 制度グループ 〒060-8588 札幌市中央区北3条西6丁目 電話番号 011-231-4111 (内線25-726)</p>	
<p>釧路市障がい者虐待防止センター</p>	<p>釧路市白金町2-14 電話番号 0154-25-3500</p>	

※事業者は、利用者の人権の擁護・虐待の防止等のため次の措置を講ずるよう努めるものとする。

当事業所では、障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律に基づき、以下の取り組みを行います。

- (1) 当事業所では虐待防止委員会を設置し、適時に委員会を開催し虐待防止に努めます。
- (2) 虐待が起こらないよう事前の措置として、職員の虐待防止意識の向上や知識を周知し、従業者に対する虐待の防止を啓発・普及するための研修を行います。
- (3) 成年後見制度の利用支援を行ないます。

10. 利用者の記録及び情報の管理等

- (1) 事業者は、法令に基づいて利用者の記録及び情報を適切に管理し、利用者の求めに応じてその内容を開示します。また、記録及び情報については契約終了後5年間保管します。

※閲覧、複写ができる窓口業務時間は、午前9：00～午後18：00です。

- (2) 利用者の個人情報については、個人情報保護法に沿った対応を行います。但し、サービス提供を行う上での他事業所及び医療機関等との連絡調整や市町村及び関係機関に情報提供を要請された場合は利用者の同意（「個人情報使用同意書」による）に基づき情報提供を致します。

11. 協力医療機関

医療機関の名称	所在地	電話番号	診療科目
太平洋記念みなみ病院	釧路市春採7丁目9番9号	0154-46-3162	内科

12. 非常災害時の対策

(1) 防火対策

火災時の対応	別途定める防災対策により、対応いたします。
平常時の訓練	別途定める防災訓練計画に則り年2回以上、避難・防災訓練・研修等を利用者の方も参加して実施します。
防災機器・設備	①火災報知機 あり ②自動通報装置 あり ③誘導等 あり ④ガス漏れ報知器 あり ⑤非常用電源 あり ※カーテン等は防災性のあるものを使用しております。
防火管理責任者	特別養護老人ホームさくらの里 濱松 良太

(2) その他の非常時の対策

別途に定める、「総合緊急時対応マニュアル書」に従い、地震等の自然災害や事故や緊急時の疾病発病時の対応、行方不明等の不測の事態に迅速に対応できるよう、訓練・研修を利用者の方も参加して実施します。

(3) 事故発生時の対応

利用者に対する障害福祉サービスの提供により事故が発生した場合は、速やかに都道府県及び市町村、当該利用者の家族等に対して連絡を行なう等の必要な措置を講じるべきことをするとともに、事故の状況及び事故に際して採った措置について記録します。また、利用者に対する障害福祉サービスの提供により損害賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行ないます。

13. 当事業所ご利用の際に留意いただく事項

設備・器具の利用	業所内の設備、器具は本来の用法に従ってご利用ください。これに反したご利用により破損等が生じた場合、賠償していただくことがあります。
喫煙	当法人におきましては、敷地内含め禁煙となっておりますので、ご協力をお願いします。
貴重品の管理	個人のロッカーを用意いたしますが、貴重品につきましては、利用者の責任において管理して頂くこととなりますので、貴重品はなるべく持参しないでください。
宗教活動・政治活動・営利活動	利用者の思想、信仰は自由ですが、他の利用者に対する宗教活動、政治活動及び営利活動はご遠慮ください。
その他	留意いただく事項に記載されている以外に何か不明なことがあった場合もしくは、留意事項に記載されていない事項が生じた場合又は生じる可能性がある場合につきましては、都度協議させていただきます。

私は、本書面に基づいて「社会福祉法人 釧路創生会 就労継続支援A型事業所さくら」の職員（職名：管理者【サービス管理責任者】 氏名： 境 茂 ）から上記重要事項説明書の説明を受け、指定就労継続支援A型事業のサービス提供の開始に同意します。

令和 年 月 日

利用者 住 所： _____

氏 名： _____ ⑩

利用者家族 住 所： _____

氏 名： _____ ⑩

(利用者との関係 _____)

上記代理人等（利用者の成年後見人等）

住 所： _____

氏 名： _____ ⑩

(利用者との関係 _____)

当事業所は、_____様に対する指定障害福祉サービス（就労継続A型）
事業提供にあたり、上記のとおり重要事項説明書について説明いたしました。

令和 _____年 _____月 _____日

所在地	釧路市桜ヶ岡4丁目14番10号
事業所名	社会福祉法人 釧路創生会 就労継続支援A型事業所さくら
管理者	境 茂 (印)
説明者	境 茂 (印)